

明代南京の寺莊について

——特に寺莊の税役負担を中心として——

石 田 徳 行

- 一、はじめに
- 二、寺莊の負担
- 三、寺莊の変化
- 四、むすびにかえて

一、はじめに

明代南京の寺莊については、拙稿「明代の寺莊について——とくに南京寺莊を中心として——」〔『中国の宗教と社会』東洋史学論集第七東京教育大学研究室中国思想宗教史研究会編所収。以下前稿と略称〕のなかで、主として地主（寺院）と耕作者（佃戸）との關係を中心に考察した。本稿はいわばその続編として、国家（明朝廷）と地主（寺院）との關係を中心に、若干の考察を試みたい。この二つの視点からの考察によって、はじめて明代南京寺莊の全貌が明

らかにされると思われるからである。

南京を中心とする南直隸は、中国全土のなかでも有数の田土面積を誇る地域であり、しかもその全田土面積のうちで、約三分の一強に及ぶ面積を官田で占めているという特色をもっている。また中国の全官田の約三分の一が南直隸に集中しており、従って、官田の果す役割は、他の地域に比して一層重要であると考えられる。

南京の周辺、つまり応天府を中心とした地域は、こうした特異性に加えて、さらに「民田全免、官田徵半」と

いう原則が一般に施行されるという特色をも併せてもっていた。

「天下郡国利病書」巻十四江南二応天府、田賦の条に初洪武十八年(1385)。恩詔諭応天五府州、為興王之⁽³⁾地、民産免租、官産減租之半。

とあるように、この原則は応天府を中心に明初から行なわれたのであるが、しかし中期以降、官田が不作であるという理由で、民田も国初の大原則を破って課税されるようになり、「高淳県志」巻八賦役考上に

其後民田、宣徳之閭、有馬草之派、成化閭、有勸米之加、嘉靖之閭、有四升之科、今且与官田一則矣。

と見えるように、やがて官田と同じ税則を課せられるようになったことが知られる。

しかし応天など五府の莫大な税糧は、里甲制度のもとに、その大半が官田を通じて徴収されていたと考えられ、民田は官田に比してかなり有利な経営が可能であったのである。⁽⁴⁾

こうした特異性をもった地域にあって、没官田が多い南京寺荘は、税役負担という点に関して、いかなる方針のもとにおかれていたのであろうか。明末の人葛寅亮の「金陵梵刹志」(以下「梵刹志」と略称)に記された南京寺荘は七〇〇頃以上に及び、そのうち靈谷、天界、報

恩三大寺のそれはほぼ五七〇頃で、南京全寺荘の約八〇%を占めている。従って三大寺荘は南京全寺荘を代表していると考えてさしつかえなく、本稿ではこの三大寺荘を中心に考察をすすめていくことにする。

明代の寺荘に関する従来の研究については、すでに前稿にもふれたが、税役負担について考察したものと⁽⁵⁾しては、清水泰次、閻野潜竜両氏の研究をあげることができ⁽⁶⁾る。このうちで閻野氏は

特に明初僧道には概ね差役が免ぜられ、宣徳頃にも寺觀田土はただ秋糧のみで別に科差なく、そのため軍民の子弟は進んで行童となり、(中略)成化頃に至って寺田がすべて徭差兵餉に応じ、民田の丁米と通融編派することにし、嘉靖万暦となると、寺觀田土の再調査を行い、税率強化という経済的圧迫を加えていったのである。

とかなり詳細に述べられているが、こうしたいわば一般原則だけによつては、地域の具体性を明確にすることは困難であり、本稿が明らかにせんとする南京寺荘の場合についても、いまま少し具体的に論証する必要がある。

以下、南京寺荘の税役負担を中心に考察し、さらに寺荘が官僚、富豪あるいは佃戸などの干渉と、朝廷の限田政策とによつて、次第に変化していく過程にまで論及し

たい。

註①たとえば「正徳大明会典」弘治十五年（1503）の地方別田畝数によれば、南直隸の全田土面積は八万一千八百一十二頃、うち官田二万七〇三六頃、民田五万九千三百一十五頃である。

②「康熙金壇県志」卷三田賦の条に

成化十六年（1480）巡撫尚書王恕、以官田秋糧耗、重建議、民田地每畝勸米一升二合。中略抵補官糧加耗、遂爲定額。

と見える。

③このことについては、森正夫氏「十六世紀太湖周辺における官田制度の改革」上・下（東洋史研究二十一の四、五）を参考にさせていただいた。

④清水泰次氏「明代の寺田」（『東亜經濟研究八の四』）、間野潜竜氏「明代における三教思想—特に林兆恩を中心として—」（『東洋史研究十二の二』）。

このうち清水泰次氏は、皇荘をはじめとする官荘から、寺荘の場合を類推されて次のようにいわれている。

荘田は大明律の五卷にもある通り、税糧を免除している訳である。ところが正徳会典十九卷の田土で見ると、弘治二年の令として斯んなものがある。皇荘をはじめ皇親公侯贈馬伯等の官の荘田で災傷に遇つたものは、民田の事例に照して分數徴収する。この二つをどんな風に調和せしめて行くか、私は徴税というでも政府への上納でなく領家への年貢であると思ふ。中略以上の文句は寺観の事

柄ではないように思われるが、暗黙の間に了解しても良からうと思う。

従つて、本稿が迫らうとする問題に直接参考にはならない。

二、寺荘の負担

前述のように、応天府周辺の官田は民田に代つて税糧を徴収されていたが、そのなかにあつて南京の寺荘は、明代初期、税役ともに免除されるという恩恵を蒙つていた。この恩恵は必ずしも南京寺荘に限らず、ひろく一般にも見られたようで、たとえば「欽録集」（『梵刹志』卷二所収）洪武二十七年（1394）甲戌正月八日の条に

欽賜田地、税糧全免、常住田地、雖有税糧、仍免雜派、僧人不許充当差役。

とあり、「永樂実録」卷十二下洪武三十五年（1402）九月乙巳の条に

大理寺少卿虞謙自陳、建文時、臣爲杭州知府、嘗建言、天下僧道、每人止令畜五畝、無田者官給之、余有常住田悉歸官、以給無田之民、僧道悉免其賦役、當時從臣所言、行之。

とあることによつて知られる。

これを南京の寺荘について見ると、「欽録集」洪武十

五年、(1388) 洪武二十五年の条にそれぞれ

洪武十五年、奉聖旨、天界寺免他歲收參千石内、該納糧數。蔣山寺免他歲收肆千石内、該納糧數。余有的田糧并差役、俱都免他。欽此。

洪武二十五年二月二十五日、礼部為伝奉聖諭事。攝山巖因崇報禪院、遷改棲霞禪寺為額。原有山場田地、俱免他糧差、欽此欽遵。

とあり、これによって天界寺、靈谷寺、棲霞寺が、洪武年間、税役ともに免除されていたことが知られる。また「梵刹志」卷十六天界寺、八大寺定租碑(万曆三十五年、1607、葛寅亮)には

若靈谷、天界、報恩、雞鳴、能仁、棲霞諸刹、共賜有贍僧田、近五百頃。蘆洲亦幾其半、計斗受租、秋五之七之、而夏三之。勅宗伯氏、稽其登耗、蠲一切徭税。

とあり、葛寅亮は八大寺(三大寺と五次大寺)がすべて税役免除の恩恵を蒙っていたことを記している。

しかしながらこの税役免除の恩恵は、中期以降次第に失われていくのである。応天等の五府は、前述のように「興王之地」という理由で民田全免の原則が施行された地域であったが、前掲「高淳県志」卷八賦役考上によると、民田は宣徳年間には馬草之派、成化年間には勸米之加、嘉靖年間には四升之科をそれぞれ課せられ、やがて

官田と一則で課税されている。従来官田のみが税糧を負担していた地域が、宣徳、成化のころからその負担が次第に民田に及び、やがて常税となり、さらには官民等則という税糧徴収率が一般的になったという事実注意到注意しなければならぬ。⁽¹⁾

こうした状況のなかで、明初以来、税役免除の恩恵を蒙ってきた南京寺莊は、恰も民田が辿ったとはほぼ同じ過程を辿って税糧負担の義務を負わされていくのである。

「梵刹志」卷五十各寺租額条例、官糧の条に
国初原奉旨欽免、弘治年間、巧立勸借名色、科米式升、隆慶年間、誑称丈多田地、陸續加税、然初議即丈出者、亦止有正課而無徭派。

とあることによつてその大要を知ることができるが、さらに上元県に分布している南京寺莊の場合について見ると、「梵刹志」卷五十各寺租額条例「本司行上元県議定僧録司徵解文卷」(万曆三十四年、1606)に

照得、靈谷、天界、報恩、棲霞等寺、俱有欽賜田地、坐落上元県、国初奉旨、田糧并差役俱免。至成化年間、偶因蘇松水災、每畝勸借米式升。隆慶年間、搜称丈多田地、陸續陞科。今僅免雜泛差徭、而日前加派、遂為定額。

とある。従つて上元県においても成化、弘治のころから

勸借の名目で米二升を課せられ、隆慶年間には丈多の田地ということできらに加税されたが、雜徭だけは免除されていたことが知られ、ほぼ同様の傾向を見出すことができる。

次に各寺荘について、こうした過程をいまい少し詳細に見ることにする。まず靈谷寺荘の場合は、洪武年間、税役免除の恩恵を蒙っていたが、弘治年間、勸借米八五石九斗七升、嘉靖年間、米二〇五石九斗七升をそれぞれ出し、わずかに差役だけは免除されていた。隆慶年間、賜田のうちの荒田を熟田と丈量され、さらに二六八石六斗五升を加税され、寺僧はその負担に苦しんだ。万曆二十一年(1593)、米九七石、条編銀八八兩余りを課せられ、寺僧の不満が絶えなかったという。

天界寺荘の場合は、洪武年間、靈谷寺同様税役免除の恩恵を蒙っていたが、成化年間、蘇松の水災を理由に勸米一升を出し常例としなかったが、いま(万曆三十三年1605)に至るまで納めている。ただ種々の雜税、徭役だけは免除されていた。⁽⁸⁾一方棲霞寺荘の場合は洪武二十五年、上元県に賜田一三頃があったが、弘治年間、毎畝勸米二升を課せられ常税となった。隆慶四年(1570)の丈量の際、賜田を民田と間違えられたため、寺僧は改めて調査を依頼した。その結果、勸借の則例に照して毎

畝、田、米二升、地、米一升、山塘、米三合を課し、差役だけは免除された。⁽⁹⁾ここにいう勸借の則例とは、成化、弘治のころから、本来全免の恩恵を蒙っていた民田にも課せられはじめた臨時の税であるが、隆慶四年靈谷寺荘の場合におけるやや詳細な勸借米則例があるので、それを記すと次の通りである。⁽⁵⁾

田	每畝	勸米二升
地	每畝	勸米一升
低窪田	每畝	勸米五合
荒田	每畝	荒白米七升七勺六抄
荒地	每畝	荒白米四升
丈多田	每畝	勸米四升
丈多地	每畝	勸米二升

以上の諸例によって、南京寺荘は成化、弘治のころから、洪武以来蒙ってきた税役免除の恩恵が失われ、勸借米を課せられるようになったが、差役だけは免除されていたことが知られる。⁽⁶⁾ただ南京寺荘全体が一樣にこのような過程を辿ったわけではなく、各寺荘ともかなり顕著な不均等性が認められる。たとえば靈谷寺荘で課税されたのは一一ヶ所のうち四ヶ所、天界寺荘は六ヶ所のうち三ヶ所、報恩寺荘は二ヶ所のうち一ヶ所というような具合である。この著しい不均等性は、地味の肥瘠に原因す

ることであつたようで、たとえば天界寺高淳荘は、最も地味肥沃であるという理由によって、他の天界寺荘に比して多額の税糧を徴収されたのである。「梵刹志」巻五十各寺租額条例「高淳原奉本部定租勒碑文」（万曆歲在丙午、三十四年）に

本寺賜田、坐落高淳原相国圩者、原最膏腴、原額徵米柒斗伍升、奉旨免税、今稅加租減、此寺僧不免曉々。とあるように、天界寺高淳荘は、南京寺荘では最高の七斗五升の租米を徴収したほどの肥沃な田をもっており、従来免税の恩恵を蒙っていたが、成化年間から課税され、賜田としての恩恵は完全に失われて民田と同様に扱われ、同じ天界寺荘である溧陽荘には課税されないという、この著しい不均等性を天界寺僧は訴えて、善処を求めているのである。⁽⁷⁾

明初以来のこうした過程は、勿論南京寺荘というきわめて限定された場合についていえることであり、同じ江南においても浙江、福建という地域では状況は全く異なる。概していえば、南京寺荘よりはるかに苛酷な状況下におかれていたのであり、たとえば「万曆興化府志」卷三寺觀の条に

按浦中寺觀菴院、載紹興志、凡二百五十余、所載弘治志、尚三十七所、今考寺存者僅十九、觀二而已、其間

又寺有而僧遊者半、仙邑尤甚、旧所載田糧頗殷、(中略)又奉軍門例、充餉十分之六而以四分給僧香灯、且未免浮粮之累、(中略)是宜官府稍加寬卹、庶幾少存一二、以為祝聖道場之所可也。

と見えるように、あまりの苛酷さに編者は当局に対して寛卹を乞うているほどである。こうした傾向は、倭寇の害が最も著しかった福建地方に至ってその極限に達するが、⁽⁸⁾本稿の目指す範囲外であるのですべて省略する。ただこうした事実から、南京寺荘が浙江、福建などの地域に比して、かなり微温的状况下におかれていたことを知れば、当面の目的は達せられる。

それではこうした状況下におかれていた南京寺荘は、具体的にどれほどの税糧(官糧)を負担していたのであろうか。これを知る手がかりとして、南京の靈谷、天界、報恩三大寺荘と雞鳴、能仁、棲霞、静海、弘覺五次大寺荘について、「梵刹志」巻五十各寺租額条例(万曆三十二年、1606)から、末尾に掲げた別表を作成した。⁽⁹⁾

従って別表によって、明代万曆年間における南京の(1)税糧を負担した寺荘、(2)各寺荘の平均租額、(米、銀)、(3)税糧を負担した寺荘の平均税糧額、そして(4)平均税糧額の対平均租額比などの概要を知ることができるのである。

別表によれば、八寺(三大寺と五次大寺)所有の三二荘

のうち、税糧を負担したのは一五荘であり、全体のほぼ半数に相当する。そのうち、税糧を銀、米ともに負担したところはわずかに靈谷寺靖東荘、弘覚寺蓮花等圩、東圩施捨、靜海寺施捨田地の四ヶ所にとどまり、残りの一ヶ所は税糧として銀だけを負担している。平均税糧額は、毎畝米四升七合から三升、銀六分九厘から四厘二毫に及んでいる。そして米、銀ともに負担したところは、他荘に比して銀の負担額が少く、銀のみ負担したところは、当然のことながら、米、銀ともに負担したところよりは、銀の負担額は概して多くなっている。しかしそれにもかかわらず、寺荘間の著しい不均等性が、税糧負担額においてもまた見られることに、注意しなければならぬ。また平均税糧額の対平均租額比を見ると、税糧（銀）で、対租額（銀）比が五〇%以上のところは、靈谷寺十人洲、雞鳴寺接生子洲の二ヶ所を除いて、租米は徴収しても税糧（米）は負担していない。

このような別表にあらわれた数字から、税糧負担という点に関するかぎり、万暦年間ということをも考慮に入れて、前述のように、南京寺荘がかなり徹底的状況下におかれていたと判断しても、さして誤りではないと思われる。

次に南京寺荘が負担した税糧は、どのような方法で徴

収されたか、ということについて考察する。元來寺荘が負担すべき税糧は、寺僧の不正行為によつて彼らの私腹を肥やすために利用されることが多かったので、それを禁じた文書のなかに⁶⁰⁾

今查拋各県丁粮冊及由票、開載冊内、每銀壹兩、仍加耗費伍分、米壹石、加耗費貳斗以外、過用毫厘、不准銷筭、銀用夏租、限柒月初、米用冬租、限拾月初、
（中略）過期不完、聽縣衙申請、本司定行嚴究。（中略）
如有先期騷擾、及額外加派者、該司申部呈堂執弁、定拘該縣房書究責、毋許蠶增、重違明旨。

とある。これによれば、寺僧の不正行為を防止するために、各県の丁粮冊の記載に照して、銀一兩につき耗銀五分、米一石につき耗米二斗と定め、それ以外はたとえ僅かでも勝手に増額することを禁じ、銀は夏租（税）に用い、七月初めを限度とし、米は冬租（税）に用い、十月初めを限度とし、期限をすぎても完納しない時は県衙の申請を許し、僧録司はその都度各寺に完納を促した。また期限より先きに、しかも定額以上に税糧を徴収する者があれば、直ちに召喚して嚴重に調査し、本来の趣旨に違ふことのないようにしたのである。このように、各県の丁粮冊の規定に準拠して税糧徴収が行われたことは、洪武十四年（1381）以來実施された里甲組織のもとに寺

莊が管理されていたことを意味し、前稿にもふれたように、租税の徴収などはすべて里甲組織を通じて行われていたことを示している。一般に、江南の官田が里甲組織のもとに整然と管理されていたことは、すでに森正夫氏の研究に詳しい。¹⁰⁾

また「梵刹志」卷五十各寺租額条例「本司行上元県議定僧録司徵解文卷」(万曆三十四年)のなかに

靈谷、天界、棲霞三寺、賜田官糧、(中略)三寺折色条編正数、先於七月初、僧録司解具、其綱司、水脚、学耗、孤老等銀、候會計單到、另報部。(中略)及將本年条折正銀、嚴限起解外。又看得、三寺既一例解納、其編戸亦宜歸併、或將靈天棲、串名共為一戸、或將天界棲霞、改入靈谷甲内、該県任折所便、自今先註入丁糧冊、候大造年、即為改正。(中略)等因奉此(中略)拘各該図里書并該甲里長、開具田糧數目、暫撓填入靈谷寺内窠、名靈天棲三寺名目、仍候大造之年、即為改正。

とあるによれば、上元県に田地を所有している靈谷、天界、棲霞三寺を併せて一戸とするか、あるいは天界、棲霞二寺を靈谷甲内に編入するか、これは県当局にまかせるとして、このような方法で税糧を徴収しようとした。この結果、該図、該甲の里書、里長をして田糧の數目を書き出させ、一時靈谷甲内に編入し、十年に一度の賦役黄

冊編纂の時をまっけて全面的に改正することにした、というのである。ここには、明らかに里甲組織のもとにおける税糧徴収形態が示されており、上元県に最も広大な田地を所有していた靈谷寺を一つの甲に編成し、その甲内に天界、棲霞二寺を編入し、上元県における各寺莊の税糧を一括徴収しようとしたのである。このような方法は、「大造之年」すなわち賦役黄冊の編纂に際して、さらに一般化されていたと考えられる。

清朝の人、釈実月の撰した「武林理安寺志」卷四田畝、當事禁約、藩司憲牌には、清朝康熙年間、理安寺莊が嘉興府、杭州府、蘇州府など各地に散在して税糧徴収に不便であったので、近隣の田地と遠隔の寺莊とを交換して、寺莊を一ヶ所に集中させて一つの行政区画である「僧図」をつくり、税糧徴収の便をはかったことが見えている。ここにも、寺莊の税糧が里甲組織のもとに徴収されていた事実を見出すことができる。

以上、南京寺莊の税役負担について考察したが、要するに、洪武年間、賜田に与えられていた税役免除の恩恵が、中期以降すなわち成化、弘治のころから次第に失われ、最初は勸借米二升を納めるだけであったが、万暦年間には別表に示したように、八寺莊のうちほぼ半数の寺莊が税糧を負担しなくなつた。しかし差役

だけは免除されていたのである。また税糧額の対租額比から見ると、南京寺莊は浙江、福建などの地域に比して、税糧負担に関するかぎり、かなり微温的状况下におかれていたと考えられる。そして税糧は他の官田の場合と同じく、里甲組織を通じて徴収されていたのである。

註①森正夫氏の研究によると、十六世紀初頭である正徳期ごろを画期として、江南一帯には官民等則の税糧徴収率と雜役勞働賦課との急速な増大が見られるという。(前掲論文下参照)。

②「梵刹志」卷五十各寺租額条例「秦通判議靈谷寺田、不宜加派牒文」(万曆二十一年、1593) 2

靈谷寺僧性絃等、連名告称、洪武二年、蒙太祖高皇帝、特為慶慶香火(中略)後至弘治年間、因陝西荒旱、勸借米捌拾伍石玖斗柒升。於嘉靖年間、得草折米共貳百伍石玖斗柒升、差役俱無。亦於隆慶肆年、得原賜數内荒田、丈量報熟、加粮貳百陸拾捌石陸斗伍升。共無告弁至累、寺廢僧窮。今蒙仍加官粮玖拾柒石、条編銀捌拾捌兩肆錢肆分。蠟僧不無逃竄告鳴。

とある。

③「梵刹志」卷五十各寺租額条例「応天府查免上元縣禰派帖文」(万曆三十三年) 12

隨經查得、本寺前項田地、始自洪武年間欽賜、至成化年

間、因蘇杭武州水災、蒙巡撫都爺王奏請、凡欽賜田地、每畝勸米壹升、不為常例、迄今不免。止納隨田勸米、不當夫馬雜泛外派差徭。

とある。

④「梵刹志」卷五十各寺租額条例「応天府查免棲霞寺禰派帖文」(万曆十七年、1589) 12

本寺於洪武貳拾伍年、荷蒙太祖欽賜香火田地壹拾參頃有零、坐落上元縣長壽鄉地方。弘治年間、賑辺緊急、每畝勸借米貳升、遂以為常弁納無異。隆慶肆年、遇例丈量、(中略)里書遺失、欽賜字樣、致將本寺賜田、混与民田壹則科米。(中略)断令仍照勸借則例、每田壹畝科米貳升、每地壹畝科米壹升、山園每畝科米參合、免其雜泛差役。

とある。

⑤「梵刹志」卷五十各寺租額条例「靈谷寺派糧緣由」(万曆年間) による。

⑥「皇明世法録」卷三十九黃冊、洪武二十四年(1391)正徳六年(1511)「嘉靖實録」卷四百八十九、嘉靖三十九年(1560)十月戊戌そのほか「続文獻通考」卷十六賦役考、「大明會典」卷二十戸口二黃冊などに

菴觀寺院、己給度牒、僧道有田糧者、編入黃冊、同里甲供應賦役(与里甲納糧当差、於戸下開写一戸、某寺院菴觀、某僧某道、当幾年里長甲首)、無糧者(無田糧者)、編入帶管騎零。

() 内は「皇明世法録」による。

という記事がある。これは上述の趣旨と一見矛盾するようであるが、この記事は私田をもつ僧道個人に関するものであって、いわゆる寺荘に関するものとは別個であると考えられる。すなわち私田を所有している僧僧は、個人として、私田所有者として里甲組織に編入され、その私田に対する徵税、当差に応じなければならなかったと考えられる。このことは後述するように、中期以降、寺院全体が里甲組織に編入されて、その寺荘に対する徵税に應ずるという事実と対比して考えれば、一層明瞭である。

⑦「梵刹志」卷五十各寺租額条例「本部移咨撫院行高淳縣議租文」(万曆三十三年)に

天界寺僧告稱、天界寺欽賜田參千柒百貳拾壹畝、坐落高淳縣相國圩、(中略)奉旨一應差役俱免、委与溧陽等縣無異。成化年間、每畝止勸米貳升、(中略)該寺所有高淳縣田、係欽既賜、奉旨免稅、何以不奉旨而科稅、又何以溧陽等縣不科而高淳縣獨科。即科稅矣、是等賜田于民田、何以民田租多而賜田租少、況賜田民田又同在相國圩内、膏腴相等、難以差別也。
とある。

⑧福建地方における寺荘の稅役負担については、「天下郡國利病書」卷九十三漳州府の條に詳しい。

⑨別表を作成するにあたっては、おおよそ次のような方法によった。

(1)各寺荘の面積は田、地、山、塘、洲の合計である。

(10)「每畝租米(銀)」の欄には、全租額(米、銀)を全面積で除した額を記入した。従つて田、地、山、塘、洲個々についての租額の多寡を無視した平均租額である。

(11)「每畝官粮(米、銀)」の欄も(10)と同様の方法で算出した平均官粮額である。

(12)官粮の対租額比は、租額を一〇〇とした場合の官粮額の占める割合を、%であらわした。

(13)租額と官粮額は概算による数字であり、多少の誤差は止むを得ない。

⑩「梵刹志」卷五十各寺租額条例「官粮」の條に、弘治年間から勸借米二升が課せられたということに続いて

今房書每飯此需索、上下其手、而管事僧因以為利。凡交官俱称加二加三、以報循環、且又交不以時。那前據後、動称借債、明係欺誑。
とある。

⑪森正夫「明初江南の官田について」蘇州・松江二府におけるその具体像」上下(東洋史研究十九の三、四)参照。

三、寺荘の變化

上述のように、南京寺荘は稅役負担という点にかぎり、かなり微温的狀況下におかれていたことを確かめるのであるが、それにもかかわらず、中期以降、寺僧がしばしば経営困難を訴えはじめるのは、前稿で指摘したいいわゆる頑佃抗租という現象に原因の一つを求め得る

が、しかしそれにもまして、官僚、富豪などの寺莊承佃という事実に関連して、寺莊が常に内外両面からの侵占、典売などの危険に脅かされていたということに、より根本的な原因を求め得るように思われる。すなわち南京寺莊は、一方では悪質な寺僧によって、他方では頑固をはじめ富豪、官僚さらには里長、粮長というような階層によって、度々侵占、典売されるという被害を蒙っている。「梵刹志」卷三靈谷寺、本寺護勅（成化九年1473、正月二十四日）のなかに

今、徳黙（僧録司左覚義）奏言、本寺歳久被人作踐攪擾用、是特頒勅護持、凡官員軍民諸色人等、自今以往、毋得出入作踐、縱肆樵牧、輕易褻瀆欺陵、及不許侵占原撥蘆場并贖僧田地、敢有違者、許本寺住持指名奏聞、論之以法。

とあり、同書卷四棲霞寺、重建棲霞寺天王殿記」（万曆1575）
二十五年
 壬辰、1592九月）のなかに

自齊梁而來派伝、蓋千有余載、時維洪武載、錫嘉名、又詔賜贖僧田山宅千參百余畝、視天界靈谷為比翼焉、顧成化之後、日就湮没、洎嘉靖之初、幾為墟矣。

とあり、さらに同書卷十六天界寺、諸刹常住田碑小引（萬曆、万曆三十五年）には

其他中小刹亦有壇越所施。今或有或没。或增或損、田

与籍多不相蒙而不可悉問矣。（中略）然此皆常住所隸而非僧人私業、檀越施所、計為不朽者未幾、而侵之豪右、質之黠僧。

とあることなどによって、靈谷、棲霞両寺をはじめ、多くの南京寺莊が、官僚あるいは軍、民などの階層によって侵占、典売、盗売されていたことが知られる。

以下、こうした事実をより具体的に追求することによって、中期以降、南京寺莊における変化の過程を明らかにしたい。

まず外部の勢力によって寺莊が侵占、典売された場合から考えてみよう。「梵刹志」卷五十各寺租額条例「本部清還能仁寺划場便界告示」（万曆三十三年）のなかに

能仁寺官住仁勛等巾称、本寺欽賜梅子洲捌百余畝、自来取租、（中略）相伝式百余年。今抛作戸揚応節等報到。肆月拾陸日、有地虎一起倚勢逼獻、糾党參拾余人、将圩埂、控缺数丈、故放江水入圩、夏麦尽淹、秋禾失望、吞占賜田事。

とある。これによって能仁寺梅子洲八〇〇余畝は、二〇〇年の伝統をもちながら、佃戸三十余人の集団に圩埂を破壊され、夏麦秋禾ともに全滅し、賜田は完全に彼らによって吞占されたことが知られる。

また南京にある靈応観所有の田地のように、軍民ある

いは官僚など多くの階層に承佃され、彼らはずぎつぎに他人に佃与することによって多くの利益を得、道士を大いに困窮させたというような場合もあった。⁽³⁾「嘉靖実録 卷八十二嘉靖六年(1527)十一月甲午の条に

僧寺之業、田租本輕、多為官豪、違例典売、倚勢併田連阡陌、科取重租、甚者僧舍仏廬、并為己有。亦宜改正事。

と見えるが、これは寺荘が多く官僚、富豪などによって典売され、甚だしい場合には、寺荘のみならず僧舎まで吞占されることもあったことを示している。この実録が伝える官僚の寺荘典売という事実と比較的近い例を、南京慈相寺の場合にも見出すことができる。すなわち「梵刹志」卷五十各寺租額条例「本司查弘覚下院田地湖冊帖文」(万曆十四年、1586)のなかに

今被積棍張鐘張元詔等、田土相連希図謀占買出、廬州府指揮同知張助臣出名、令張霖具稟內称、始祖張德勝、原籍合肥县人、原有欽賜田地山塘伍百余畝、坐落江寧縣朱門鄉參図地方、有湖冊可查。伏乞移文取查。

(中略)今拠該科抄録黄冊卷本、到司查對、並無張助臣名目、正与正徳拾年按院吳帖文相同。足見張鐘張元詔張助臣張霖等、謀占前田。是実張元詔張霖等、各責治外、合將黄冊發寺、抄録卷本、併再給帖各寺、防

照為此帖。

とある。これによって(1)無頼の徒である張鐘、張元詔らが慈相寺の田地を占買しようと計画したこと、(2)その手段として、張一族の廬州府同知張助臣の名義を出したこと、(3)そして張霖をして、わが祖先張徳勝には賜田地山塘五〇〇余畝が江寧縣朱門鄉三図地方にあったこと(実 は慈相寺所有の田地山塘であったが)を奏上させたこと、(4)黄冊を調査した結果、張助臣の名義はなく、従つて張鐘らの寺田謀占の計画が露呈したこと、そして最後に、(5)彼らを嚴重に罰するとともに、今後かかる不祥事のないように黄冊の抄録一本を各寺に給したこと、などが知られるのである。

また里長、粮長などによつても、寺荘は侵占、典売されたことがあった。すなわち「梵刹志」卷五十二各寺公産條例に

則有窰墩菴田之被占於里長李鶴等、復告、上元縣昭明院田之被占於生員戎自華等。

とあるように、窰墩菴の田は里長李鶴らに侵占され、また上元縣にある昭明院の田は、府州県学の学生戎自華らによつて侵占されていたのである。一方「欽録集」洪武十五年九月二十五日の条には

常州府武進縣懷徳郷粮長陸衡、典了弥陀寺田土參干

畝、止還老千畝。

とあり、弥陀寺田土三千畝は糧長陸衡によって典売され、ただ一千畝だけを返還されたのである。

こうした外部からの寺莊の侵占、典売に加えて、内部の寺僧による侵占、典売によって、寺莊の蒙る被害は一層増大していくのである。すでに前章で述べたように、管事僧などは自らの役職を利用することによって度々不正を働き、税糧の一部を横領し、寺莊の経営にとって大きな障害となっていた。「梵刹志」巻五十各寺租額条例、天界寺「撫院咨覆本部行高淳県定租文」（万曆三十四年）のなかには

惟是毎年為管事頭目、從中操權多方作弊。故民之納租也、未嘗後期、而寺之得租也、後期。民之納租也、未嘗短少、而寺之得租也、短少。民之納租也、未嘗糠粃、而寺之得租也、糠粃。以僧民之髓而為肆伍奸猾朋肆乾沒、良可惜也。

とあり、この間の事情を明瞭に物語っている。次に同書同巻「佃帖」の条に

又有本寺僧承佃者、以公產割為私業、奸弊尤多、応与衆戸一例嚴查、弗得姑縱。（中略）方准承佃、如或未經給帖、私相交易、即係盜売強占。管庄僧及甲首、隨即指名赴稟、定行重責枷号、追田還寺。

とあり、寺僧が勝手に寺莊を奪って私田とする場合が多く、もし寺莊を盜売、侵占した者は、管庄僧、甲首らによって厳しくその責任を追求され、盜売または侵占された田地は、再び寺院に返還させることにした。こうした寺僧による寺田の典売は、当時さかんに行われ、たとえば前出慈相寺の田地は、寺僧性曉、性杰らによって弘寛寺僧昌順らに盜売され、一方同寺僧如意らによっても、

欽賜の田地山塘一五〇余畝が雞鳴寺僧正英らに典売され、如意は銀六五兩を得たという。また衡陽寺は常住田五二一畝のうち九一畝が寺僧によって盜売されていた。

また万曆三十五年正月五日、たまたま本寺を訪れた泰洪邦らの言によると、住持如界は寺の古木を尽く盜売し、管事僧興階、僧真曉らは、如界と共謀して山木を盜売し、さらに歲収約二百余石のうち、寺僧三名の食米を除いたすべてを横領し、殿堂修理の用に充てなかつたとい⁽⁶⁾う。住持如界、僧真曉について同所に

如界房内、擺列暈酒、真曉房内、歲匿二婦陸氏、孫氏。

と見えるように、彼らの行状には甚だ好ましくなさるところがあつたのである。

以上、南京寺莊における変化の過程について考察してきたが、内外両面からの侵占、典売あるいは盜売行為

は、寺莊の経営に大きな支障をきたしたと考えられる。従って、各寺では寺莊の盤費（所要経費）を最少限に止め、もし余計な出費があれば莊僧に自弁させることにし、⁽⁶⁾天界寺高淳莊では、経費節約のため莊僧を廃して、佃戸に直接税糧を納入させるという論議もなされたほどであったが、結局

以佃戸納税、則此田似佃戸有也。索物者必問其主、而非主則混矣。

という理由で、とりやめになったのである。こうした状況に対して朝廷では、「欽録集」洪武十五年三月初六日の条に

曹国公欽奉聖旨、天下僧道的田土、法不許買、僧窮寺窮。常住田土、法不許売、如似此之人、籍没家産、欽此。

と見え、また「大明律」成化十三年（1477）の条には

僧道將寺觀各田地、朦朧投獻、私捏文契、典売者投獻之人、問發辺衙、永遠充軍。田地給還各寺觀。其受投獻家長併管莊人、參究治罪。夫寺觀田土、不許典売。

とも見えるように、僧道寺觀の田土に關する一切の売買、典売を禁じ、賜田保護の態度を明らかにしている。

然るに上述来のさまざまな史実は、かかる朝廷の方針が、ほとんど実行されることなくして明末に及んでいっ

たことを推察せしめるに十分である。

註①前稿・四、寺莊の耕作者の条参照。

②「金陵玄觀志」卷二石城山靈應觀「本部給該觀執業烏龜潭帖文」参照。

③前出「本司查弘覺下院田地湖冊帖文」（万曆十四年）のなかに

近因僧性曉性杰、將田地盜売、与弘覺等寺僧昌順等。該本司查出、將性曉性杰追牒、田地無人看守、呈堂着弘覺寺常住、常管取租供衆。

とあり、また「本部管絶僧寺産帖文」（万曆三十三年）には

慈相寺田、原係欽賜、先年有僧如意、將田地山蕩共売百伍拾余畝、出典与雞鳴寺僧正英、得銀陸拾伍両。

とある。

④「梵刹志」卷五十各寺租額条例「本部管絶僧寺産帖文」（万曆三十五年）に

衡陽寺常住、原有園初在碑田地山塘參百肆拾畝。統又有徐鎮等施捨田地畝百捌拾畝。共伍百貳拾畝畝零。被寺僧盜売、出玖拾畝畝。〔中略〕今於本年正月初伍日、偶親至該寺、隨有地方居民秦洪邦等稟稱、住持如昇、將蔭寺古木、尽數盜砍打。〔中略〕管事僧興楷、僧真曉、亦通同、夥売引、至山場。果見存有樹根自管尺以至肆尺圍円、共計陸拾畝畝。又每年所收夏秋租糧約該貳百餘石、寺内僧衆通

共不過參名、所食有限。其多者、皆係如屏及輿楮真曉等、侵置入已、並不為修理殿堂之用。とある。

⑤「梵刹志」卷五十各寺租額条例「盤費」の条に、

夏冬二季、各定限兩月、逐日盤費、照庄大小酌定、自收租起至交寺止。一応裸用、俱在所議額數中。不得多開名色、踰額過用、限外不完、即庄僧自己賠費、不得添補。搬運已有脚米、雖路程遠近不等、而寬緊俱已足用。酬勞已有耗銀耗米、雖大小庄多寡不等、而勞逸亦適相当。不依定額、即不准鎖筭、仍行徵鎖。とある。

⑥前出、天界寺高淳荘「撫院咨覆本部行高淳縣定租文」（万曆三十四年）に

故今日議、曰革管庄之僧、以免侵漁也。于蠶去矣、然而管庄似未易革也、何也、以有管庄而後僧之与田始相聯屬也。懲疇者、当治其疇而廢食則過矣。議之曰免僧人之納稅、徑令佃戶扣納也。于費省矣、然而扣納似未易行也。とある。

四、むすびにかえて

以上三章にわたって、南京寺荘の税役負担を中心に、明末に至る寺荘變化の過程を考察してきた。「民田全免、官田減半」というきわめて特殊的な特徴をもつ地域にあって、没官田が多くを占める寺荘は、他の官田に比

して、明初以来税役免除の恩恵を蒙っていたが、恰も民田が、明初の民田全免という大原則に反して、中期以降、勤借米をはじめとする種々の負担を課せられていったと同様に、寺荘の多くが差役を除いて税糧を負担せざるを得ない状況におかれた。しかも官僚、富豪は勿論のこと、寺僧に至るまで勝手に寺荘を侵占、典売するありさまで、寺荘の経営は一層困難になっていったと考えられる。

朝廷はかかる状況に対して、つねに賜田保護の立場から、寺荘の売買、典売を禁ずる勅令を出したにもかかわらず、多くの史実は、ことに中期以降において、この勅令がほとんど有名無実と化していったことを、われわれに伝えている。

しかしながら見方を変えて、当時の寺僧が尽く朝廷から保護尊敬をうけるに値したかどうかは、きわめて疑問であって、寺荘に対する朝廷の方針も、このような観点から注意してみる必要があるのではなからうか。

すでに前稿で指摘した林希元の奏上によっても、江南の寺僧が非常に裕富で、陽に落髪して僧となっても陰に妻妾を貯えるありさまで、落髪して僧となることが、江南地方に関するかぎり、一つの利殖の方法ときえ考えられていたことが推察され、また軍、民の籍から逃脱した

者などが「行童」とよばれて寺内に收容され、寺觀が盜賊、無頼の徒さらには罪人の避難所の如き觀を呈していたことなどは、寺荘に対する朝廷の方針を考へる場合、十分注意しなければならぬであろう。

今、僧道の激増を知る一つの手がかりとして、倪岳の「止給度疏」の一部を引用しよう。

我朝定制、每府僧道、各不過四十名。每州各不過三十名。每縣各不過二十名。今天下一百四十七府、二百七十七州、一千一百四十五縣、共該額設三萬七千九百九十名。成化十二年、度僧一十萬。成化二十二年、度僧二十餘萬。以前各年所度僧道、不下二十萬。共該五十餘萬。以一僧一道、一年食米六石。論之、共該米三百六十餘萬。可勾京中一年歲用之數。況有不耕而食、不蚕而衣、且又不當本等差役。(中略)其軍民壯丁、私自披剃、而隱于寺觀者、不知其幾何。民食不足、府藏之空、職此之由、若不通查僧道之數、以示再度之禁、則遊食之徒、何有紀極。

倪岳のいわんとするところは、いうまでもなく差役免除の特権をもつ遊食の徒の激増であり、林希元もまたこのことに言及し、

一僧之利、遂免一丁之差、十年免差、已勾其本。終身游手、利不可言。況又坐享田租、動以千百。富僧淫

逸、多玷清規。汙入妻女、丈傷王化。是謂害多于利、得不償失。

として、度僧の禁止を奏上している。僧道の激増は、明初以来、国家財政の上からも大きな弊害となっていたのである。⁽⁵⁾

従つて、こうしたいわば僧道と田地との悪循環の輪を絶ち切らないかぎり、寺觀の清浄化は不可能であり、それ故に、非生産的階級である僧道の増加を防止する手段として、寺觀田土を制限するという方法が、度々行われてきたのである。第二章に引用した「永樂實錄」洪武三十五年の記事によれば、虞謙は杭州の知府であつたとき、建文中、僧道一人田五畝にかぎることを上奏して許されたというが、こうした限田の試みは、正統十三年、洪武年間置買の田土、景泰三年、各寺觀六〇畝、成化十六年、各寺觀五〇畝(福建)などというように、再三にわたつて行われている。本稿が対象とする南京寺荘に關しても、「景泰實錄」卷二百七十三景泰七年(1456)十二月己卯の条に

南京戸科給事中唐瀆言、(中略)今僧徒徧處、寺田連阡、未聞有能災稔救世、惟不耕而食、不蚕而衣、此可憂懼四也。僧徒遊食、乞定額設、每寺不過十名、余尽遣歸農。寺田止存食用、余尽給無田小民耕種。(中略)

上詔各部議擬行之。

と見えることによつて、上述の如き朝廷の限田政策が適用されたことを、知ることができるのである。

かくして明代南京の寺荘は、基本的には、一方では賜田（主として洪武年間賜与された田地）の保護、他方では僧道の増加を防止する手段としての寺觀田土の制限という、一見相矛盾する如き朝廷の方針のもとにおかれながら、しかも佃戸、富豪、官僚さらには寺僧などの多くの階層による、絶えざる干渉に耐えながら、明末に及んでいったのである。

本稿における多くの欠陥に対して、大方の御教示を切にお願したい。

註

- ① 前稿・四、寺荘の機能ならびに註三参照。
- ② 同じく前稿・五、寺荘の耕作者、並びに註一、二参照。
- ③ 「皇明經世文編」卷七十七青谿漫藁。
- ④ 同書卷百六十二林次崖文集、荒政叢言疏。
- ⑤ 宋元時代には、度牒を支給された僧道も、免徭役の特権を奪われ、いわゆる「免丁錢」（徭役を免ぜられた代償錢）を徴収されたが、「洪武実録」卷七十七、洪武五年（一三三二）十二月己亥の条に

給僧道度牒。時天下僧尼道士女冠、凡五万七千二百余

人、皆給度牒以防偽蓋。礼部言、前代度牒之給、皆計名費錢、以資国用、号免丁錢。詔罷之、著為令。

とあるように、明初、僧道には再び免徭役の特権が回復されたのである。

- ⑥ 「皇明世法録」卷三十九田土、勲威寺觀田土の条に正統十三年令。各処寺觀僧道、除洪武年間置買田土、其有統置者、悉令各州縣有司、查照散還於民。

- ⑦ 「大明会典」卷十七戸部四田土の条に景泰三年令。各処寺觀田土、每寺觀、量存六十畝為業。其余撓与小民佃納稅糧。

- ⑧ 「成化実録」卷二百十成化十六年（一四七六）十二月己未の条に

巡按福建監察御史徐鏞奏、福建僧寺田有多至万畝者。而当差良民或無寸土。照丁徵斂。苦不可言。乞查寺田、除五百畝以下、余取其給之貧民。事下戸部、議從之。

- ⑨ しかしながら、かかる限田政策が、朝廷の基本的態度としては確認されるにもかかわらず、現実にはほとんど効果をあげえなかったことを、同一趣旨の勅令が頻繁に発令されたという事実から、ほぼ確め得るのである。

別 表 (その1)

寺名	寺庄名	面積	租米		租銀		官糧米	官糧銀	毎畝租米	毎畝租銀	毎畝官糧米	毎畝官糧銀	官蔵の対租額比	
			耕作者→寺院	耕作者→寺院	耕作者→寺院	耕作者→寺院							米	銀
靈谷寺	靖安	9111.5.0	1773.0.0.3	496.1.3.2	422.9.7.6	307.9.7.1	0.1.9.4	0.0.5.4.4	0.0.4.7	0.0.3.3.8	24	62		
	東西	12246.3.6	1483.3.3.0	533.1.0.1	—	—	0.1.2.1	0.0.4.3.5	—	—	—	—	—	—
	深柳	1693.0.6	—	96.2.5.0	—	18.2.9.7	—	0.0.5.7.0	—	0.0.1.0.7	—	18		
	白水	239.6.5	—	31.0.0.7	—	13.8.4.4	—	0.1.2.9.0	—	0.0.5.7.6	—	45		
	白洲	118.0.3	—	16.5.2.5	—	—	—	0.1.4.0.0	—	—	—	—	—	
	十人	1220.2.0	—	64.0.0.0	—	50.0.0.0	—	0.0.5.2.0	—	0.0.4.0.9	—	78		
	悟真	2167.0.9	439.5.9.1	145.6.0.7	—	—	0.2.0.3	0.0.6.7.0	—	—	—	—	—	
	桐橋	1308.8.6	306.8.5.1	75.7.3.9	—	—	—	0.2.3.2	0.0.5.7.7	—	—	—	—	
	陳橋	2238.0.3	—	72.0.0.0	—	—	—	—	0.0.3.2.1	—	—	—	—	
	竜散	3648.9.7	983.9.5.2	206.4.4.5	—	—	—	0.2.7.0	0.0.5.3.8	—	—	—	—	
天界寺	湖塹	1700.6.5	549.2.6.1	110.7.4.6	—	28.9.7.7	0.3.2.3	0.0.6.5.1	—	0.0.1.7.0	26			
	深陽	3876.0.5	1744.2.2.2	—	—	—	0.4.5.0	—	—	—	—	—		
	高淳	3459.4.8	—	665.4.4.3	—	210.7.4.8	0.5.0.0	0.1.8.0.0	—	0.0.6.0.9	37			
	安庄	925.7.3	98.4.1.6	33.7.0.8	—	—	0.1.0.6	0.0.3.6.3	—	—	—	—		
	采石	2297.6.0	—	160.0.0.0	—	—	—	0.0.6.9.0	—	—	—	—		
	蘆洲	105.1.0	54.7.8.2	9.2.1.1	—	4.5.5.8	0.5.2.0	0.0.8.7.7	—	0.0.4.3.3	49			

別 表 (その2)

寺名	寺庄名	面積	租米		租銀		官租米	官租銀	毎畝租米	毎畝租銀	毎畝官租	毎畝官租銀	官租の対租額比	
			耕作者→寺院	石斗升合	耕作者→寺院	圓錢分厘							寺院→政府	圓錢分厘
報恩寺	戴子庄 藤真庄	5859.7.3 3087.7.4	1542.6.3.0	155.4.8.4	—	—	—	—	0.2.6.1	0.0.2.6.5	—	—	—	—
			524.6.9.5	196.5.7.7	—	185.5.5.7	—	—	—	0.1.6.9	0.0.6.3.3	—	—	—
雞嶋寺	小梅子洲 接生子洲 鯛魚洲 大梅子洲	940.4.0 514.3.0 786.0.0 1558.0.0	—	47.2.0.0	—	—	—	—	—	0.0.5.0.0	—	—	—	—
			—	25.7.1.5	—	20.5.7.4	—	—	—	—	0.0.5.0.0	—	—	—
龍仁寺	梅子洲 鱒魚洲	801.7.0 1283.3.3	143.7.1.0	23.8.4.4	—	—	—	—	0.1.7.9	0.0.2.9.8	—	—	—	—
			—	77.0.0.0	—	—	—	—	—	—	0.0.6.0.0	—	—	—
樓腰寺	黄城木蘆等圩 撰山圩併施捨 施捨田地	1474.0.0 394.4.8 550.2.6	234.7.7.3	95.1.9.5	—	—	—	—	0.1.5.9	0.0.6.4.5	—	—	—	—
			158.2.7.8	27.6.5.4	—	8.4.6.3	—	—	—	0.4.0.1	0.0.7.0.1	—	—	—
弘覚寺	蓮花等圩 東圩併施捨	666.1.5 213.8.6	145.6.2.3	24.7.9.9	—	—	—	—	0.2.1.9	0.0.3.7.2	—	—	—	—
			76.6.8.9	12.2.4.4	—	1.4.7.6	—	—	—	0.3.5.7	0.0.5.7.6	—	—	—
静海寺	盤槐野寺前房 施捨田地	203.0.2 222.6.5	48.9.1.2	49.3.3.2	—	—	—	—	0.2.4.0	0.2.4.7.0	—	—	—	—
			79.8.9.0	11.1.1.8	—	5.7.5.4	—	—	—	0.3.5.8	0.0.5.0.0	—	—	—